

公 表 第 1 1 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市議会議長、久留米市長、久留米市教育委員会委員長、久留米市選挙管理委員会委員長 及び 久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年12月26日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成24年度

部局名：上下水道部

指摘事項等			措置状況
指摘事項	財務監査	現金取扱事務 現金領収証書の冊子を使用して現金を収納した場合に、支払者に対し交付すべき「現金領収証書」が、交付されずに残っているものがある。	直ちに現金領収証書を支払者に交付しました。
指摘事項	財務監査	燃料・公用車管理事務 公用車に給油した際に給油所から受領した納品書を紛失し、注油券の控え等との照合が行われていないものがある。	直ちに給油所において給油の事実があったことを確認し、納品書の再発行を受け、注油券の控え等と照合を行いました。
指摘事項	財務監査	切手、金券等有価物管理事務 保管しているはがきについては、切手等の管理簿に記載がなく、また、定期的な照合点検も行われていないなど、管理方法に不備がある状態になっている。	直ちに管理簿への記載を行いました。
指摘事項	財務監査	契約事務 業務委託において、契約書若しくは請書に仕様書が添付されていない、又は仕様書の一部が欠落しているため、委託契約の内容が明示されていないものがある。	直ちに契約書等に仕様書を添付しました。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成24年度

部局名：協働推進部

指摘事項等			措置状況
指摘事項	財務監査	契約事務 業務委託において、契約書又は請書と仕様書とが一体化されていないため、契約を証する文書に委託業務の内容が明示されていないものがある。	適切な事務処理を行うよう職員に周知徹底し、指摘以降、業務委託の契約書又は請書と仕様書を一体に作成しております。
指摘事項	財務監査	契約事務 賃貸借において、契約事務手続上必要とされる、契約の実施伺いを作成していないものがある。	適切な事務処理を行うよう職員に周知徹底し、指摘以降、賃貸借契約の実施伺いを作成しております。